

2022年12月23日

各 位

会 社 名 株式会社 THE SHAPER  
代表者名 代表取締役 山田 和広

## 株式会社ユーザベース（証券コード 3966）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 THE SHAPER（以下「公開買付者」といいます。）は、2022年11月9日、株式会社ユーザベース（証券コード 3966、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（「本新株予約権」及び各新株予約権の定義については、下記「（3）買付け等を行う株券等の種類」の「②新株予約権」をご参照ください。）の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2022年11月10日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2022年12月22日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### （1）公開買付者の名称及び所在地

株式会社 THE SHAPER  
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

##### （2）対象者の名称

株式会社ユーザベース

##### （3）買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権（以下に記載された各新株予約権で、これらを総称して以下「本新株予約権」といいます。）
  - （ア）2013年5月3日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2013年5月5日から2023年5月3日まで）
  - （イ）2014年4月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2014年5月1日から2024年3月28日まで）
  - （ウ）2015年6月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年7月2日から2025年3月27日まで）

- (エ) 2016年1月4日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年1月6日から2025年12月18日まで）
- (オ) 2016年7月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月20日から2025年12月18日まで）
- (カ) 2016年7月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月20日から2025年12月18日まで）
- (キ) 2017年5月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年4月1日から2027年6月18日まで）
- (ク) 2017年5月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年4月1日から2027年6月18日まで）
- (ケ) 2017年5月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第15回新株予約権（以下「第15回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年4月1日から2027年6月18日まで）
- (コ) 2018年3月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第16回新株予約権（以下「第16回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年2月15日から2024年7月31日まで）
- (サ) 2018年3月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第17回新株予約権（以下「第17回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年2月15日から2024年7月31日まで）
- (シ) 2022年4月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第28回新株予約権（以下「第28回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年4月30日から2027年4月29日まで）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
40,940,803株	26,023,700株	—株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数（本新株予約権の目的となる株式の数を含みます。以下同じです。）が買付予定数の下限(26,023,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(26,023,700株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付け者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である40,940,803株を記載しております。なお、当該最大数は、(i)対象者が2022年11月9日に提出した2022年12月期第3四半期報告書（以下「本第3四半期報告書」といいます。）に記載された2022年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(37,067,757株)に、(ii)対象者が2022年10

月 11 日付で発行した対象者株式 21,088 株、及び(iii)対象者から報告を受けた 2022 年 9 月 30 日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数 (3,852,262 株) を加算した数 (40,941,107 株) から(iv)対象者が 2022 年 11 月 9 日に公表した「2022 年 12 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本第 3 四半期決算短信」といいます。)に記載された 2022 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数 (304 株) を控除した数 (40,940,803 株) になります。

(注 5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

2022 年 11 月 10 日 (木曜日) から 2022 年 12 月 22 日 (木曜日) まで (30 営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### (6) 買付け等の価格

##### ① 普通株式 1 株につき、金 1,500 円

##### ② 新株予約権

(ア) 第 4 回新株予約権 1 個につき金 17,160 円

(イ) 第 5 回新株予約権 1 個につき金 16,992 円

(ウ) 第 8 回新株予約権 1 個につき金 14,496 円

(エ) 第 9 回新株予約権 1 個につき金 14,496 円

(オ) 第 11 回新株予約権 1 個につき金 14,496 円

(カ) 第 12 回新株予約権 1 個につき金 14,496 円

(キ) 第 13 回新株予約権 1 個につき金 1 円

(ク) 第 14 回新株予約権 1 個につき金 94,800 円

(ケ) 第 15 回新株予約権 1 個につき金 94,800 円

(コ) 第 16 回新株予約権 1 個につき金 1 円

(サ) 第 17 回新株予約権 1 個につき金 1 円

(シ) 第 28 回新株予約権 1 個につき金 472 円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(26,023,700 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(38,451,375 株)が買付予定数の下限(26,023,700 株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)に記載のとおり、応募株券等の全ての買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 30 条の 2 に規定する方法により、2022 年 12 月 23 日に東京証券取引所において、本公開買付けの

結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	35,783,655 株	35,783,655 株
新株予約権証券	2,667,720	2,667,720
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ( )	— 株	— 株
株券等預託証券 ( )	— 株	— 株
合 計	38,451,375 株	38,451,375 株
(潜在株券等の数の合計)	2,667,720	(2,667,720)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	48,576 個	(買付け等前における株券等所有割合 11.86%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	384,513 個	(買付け等後における株券等所有割合 93.92%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	370,392 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、本第3四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(i)本第3四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(37,067,757株)に、(ii)対象者が2022年10月11日付で発行した対象者株式21,088株、及び(iii)対象者から報告を受けた2022年9月30日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数(3,852,262株)を加算した数(40,941,107株)から(iv)本第3四半期決算短信に記載された2022年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(304株)を控除した数(40,940,803株)に係る議決権の数(409,408個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
auカブコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

- ② 決済の開始日  
2022年12月29日(木曜日)

- ③ 決済の方法  
公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。  
買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等について、公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けが成立しましたので、公開買付者は、本公開買付け後の一連の手続により対象者株式の全てを取得することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されておりますが、当該手続が実施された場合には、対象者株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。今後の手続については、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 THE SHAPER 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上